

防災・減災、国土強靱化対策の更なる充実強化を求める意見書

近年、気候変動の影響により風水害が激甚化・頻発化している状況に加え、本年１月に発生した能登半島地震では、多くの人命や財産が犠牲となり、ライフラインをはじめ様々なインフラに甚大な被害が発生したところである。災害復興は未だ途上であり、復旧・復興事業が集中した状態が続いていることから、様々な要因の物価高騰も相まって、全国的に建設業界の人手不足や建設資材の高騰が慢性化している。さらに「建設業界の働き方改革」による影響も拍車をかけ、公共施設の耐震化等、防災・減災事業において時間的にも財政的にも厳しい状況が続いている。

現在、国においては、令和７年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を策定し、地方とともに集中的な対策を実施している。また、昨年６月、国土強靱化基本法が改正され、「国土強靱化実施中期計画」策定の法定化により、国土強靱化に関する施策を中長期的な見通しのもと、計画的かつ着実に推進することが示され、本年６月２１日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２４（骨太の方針）」では、「実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、２０２４年度の早期に策定に取り掛かるとされているところである。こうした中、本年８月、日向灘を震源とする地震を踏まえ、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されるなど、南海トラフ地震等の大規模地震の発生は、より一層切迫度を高めている。こうしたことから、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を強力に、かつ加速させて推進していくことで、地震による被災者と２次災害による被災者を軽減することが求められる。

本市においても緊急防災・減災事業はもちろん、一級河川日野川の浚渫工事が緊急浚渫推進事業を活用して滋賀県により行われている。全国各地で線状降水帯が発生し、大きな被害をもたらしている現状を見ると、本市においてもその発生の可能性が危惧され、継続的な浚渫工事の推進が必要となる。また、緊急自然災害防止対策事業を活用した市道改良事業も進められており、多発する自然災害を見ると今後ますます事業の必要性は大きくなる。

よって、国においては、防災・減災、国土強靱化対策を迅速に進め、住民の生命・財産・暮らしを守るため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- １ 改正国土強靱化基本法を踏まえ、５か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、令和７年度を初年度とする「国土強靱化実施中期計画」を地方の意見を十分に反映させた上で速やかに策定するとともに、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応するためにも、必要な予算・財源を通常予算とは別枠かつ例年を大きく上回る規模で確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

- 2 令和6年度で終了することとされている「緊急浚渫推進事業」、令和7年度で終了することとされている「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、対象事業の更なる拡大及び要件緩和などを検討することで、より活用し易い地方債制度にするとともに、期間の延長と地方財政措置の拡充を行うこと。
- 3 建設業における労働環境の改善を進め、人材の確保と育成及び次世代への技術力の継承に向けた環境整備に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀	福志郎	宛
参議院議長	関口	昌一	
内閣総理大臣	石破	茂	
財務大臣	加藤	勝信	
国土交通大臣	中野	洋昌	
国土強靱化担当大臣	坂井	学	